

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

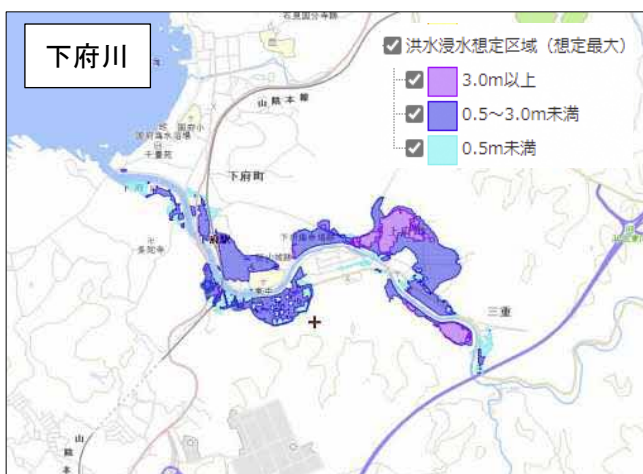
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

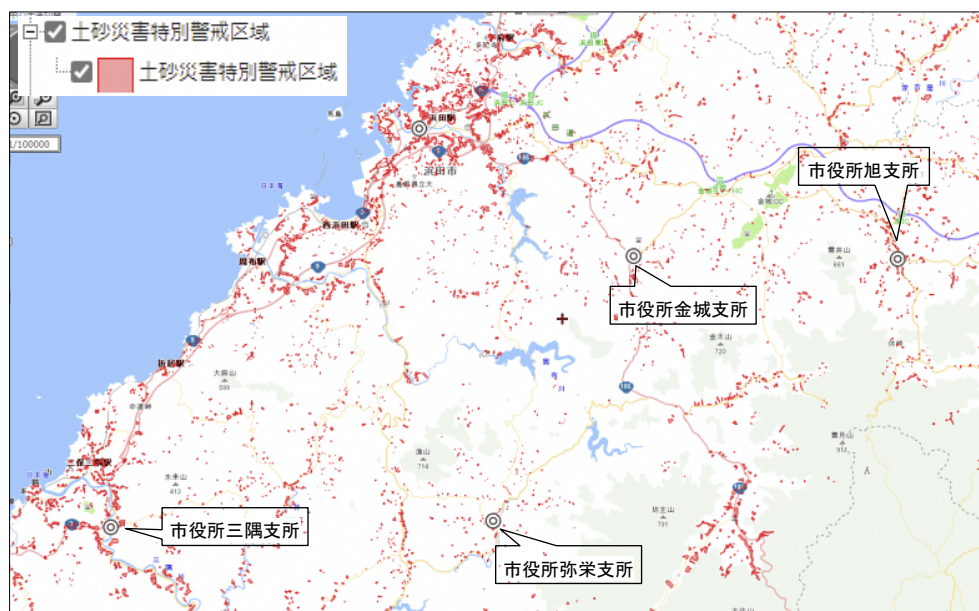
(1) 地域の災害リスク

(洪水: マップ on しまね)

石央商工会のエリアである旧那賀郡並びに浜田市国府地区のハザードマップによると、地域内の主要水系である三隅川・下府川(いずれも2級河川)は河口付近を中心に「洪水浸水想定区域」に指定されているとともに「家屋倒壊等氾濫想定区域」にも指定されている。洪水浸水想定区域で浸水被害が3m以上と想定されるエリアは三隅川では河口付近の湊浦・古市場を中心に支流のある三保三隅駅の周辺に及ぶ。下府川は河口から3キロ程度離れた上府地域が中心であるが0.5m以上だと河口から上条地域に広がる。



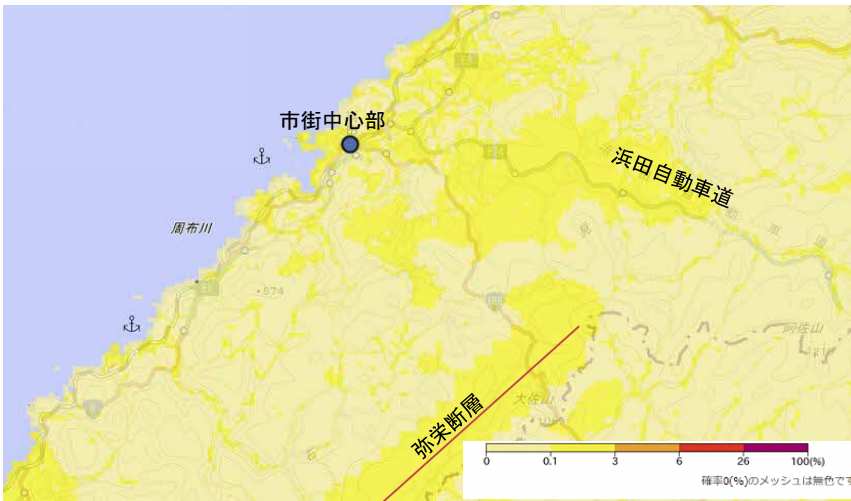
(土砂災害: マップ on しまね)



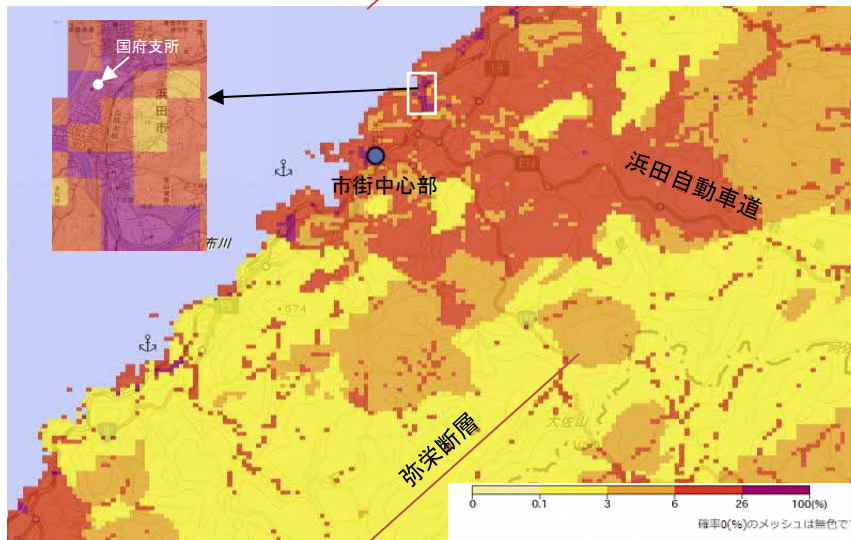
石央商工会エリアの「土砂災害特別警戒区域」並びに「土砂災害警戒区域」は全域に点在しており特徴的に警戒区域が集中しているという個所は多くはない中で、「土砂災害特別計画区域」のみ俯瞰して見ると「金城地域」は美又温泉周辺から追原川が流れる追原地区にかけてと186号線沿いの波佐地区並びに52号線沿いの小国地

域に特別警戒区域の集積が見られる。旭地域は今市から丸原の5号線沿線と旭温泉周辺に集積が見られる。弥栄地域は34号線沿線の木都賀から野坂地区に集積が見られる。三隅地域は三隅川周辺地域を中心に岡見地区、井野地区と他地域と比較すれば広範囲に及ぶ。国府地域は下府川周辺地域を中心に下府地区、上府地区、宇野地区まで及ぶ。

(地震:J-SHIS)



浜田市全域では「30年以内に震度6強以上の揺れに見舞われるエリア」はすべての地域が0~3%である。その内、0.1~3%のエリアは帯状あるいは点在してみられ、浜田市中心部から海岸線に沿って、また、浜田自動車道沿線を広域的に、そして、弥栄断層に沿って広がっている。



「30年以内に震度5強以上の揺れに見舞われるエリア」は前述の0.1~3%のエリアの多くが6~26%と確率が高くなる。当会エリアでは浜田道沿線に立地する金城地域と旭地域、日本海に接する国分地域と三隅地域の多くが6~26%である。弥栄地域は0.1~3%のエリアがほとんどである。26%~100%のエリアも一部あり、当会国府支所の立地する浜田市国分町周辺が該当する。

(雪害)

豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地域として「旭地域」「金城地域」が指定されている。

(台風)

1991年~2020年の30年間平均で台風が中国地方へ接近した月別の平均数は下表のとおりである。

中国地方 (山口県除く)	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	0.1回	0.2回	0.6回	0.8回	1.1回	0.3回

(感染症)

新型コロナウイルス感染症により、特に人々が移動することにより売上を獲得してきた宿泊業や飲食業、旅客運送業等が大打撃を受けている。

ワクチン接種が多く国民に実施されれば移動が活発になるとの声もあるが、感染症拡大は歴史的に繰り返されてきた事実であるので、感染症の拡大等による休業時の対策なども検討しておく必要がある。

(全体概要)

石央商工会地域は旧浜田市の周囲を囲むような立地であり、山間部・海辺の両方に立地する。よって想定される災害も地域により異なり、水害から土砂災害、雪害など多岐に及ぶ。今までも昭和58年の三隅川の水害により三隅町の中心部が甚大な被害にあった。雪害についても、広島県境に立地する旭・金城地域では大雪のため幹線道路の通行が遮断される場合もあり日常生活や経済活動に支障を来す場合も想定される。

(2) 商工業者の状況(令和3年12月1日現在)

・商工業者数 997者 ・小規模事業者数 936者

地域別商工業者数・小規模事業者数は、三隅地区が最も多く国府地区・金城地区と続く。全体の業種別では、卸・小売、建設と続く。

業種	商工業者数						うち、小規模事業者数					
	旭	金城	国府	三隅	弥栄	合計	旭	金城	国府	三隅	弥栄	合計
農 林 漁 業	9	12	1	6	12	40	9	12	1	6	12	40
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2
建設業	33	49	48	81	9	220	33	48	48	78	8	215
製造業	13	23	17	31	10	94	13	22	17	29	10	91
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	0	2	0	5	1	2	0	1	0	4
情報通信業	1	0	2	1	0	4	1	0	2	1	0	4
運輸業・郵便業	6	5	11	7	2	31	5	5	9	6	2	27
卸売業・小売業	35	49	88	54	20	246	35	45	65	52	20	217
金融・保険業	1	0	2	5	0	8	1	0	2	4	0	7
不動産業・物品賃貸業	4	11	12	14	1	42	4	11	12	13	1	41
学術研究・専門・技術サービス業	2	3	10	11	1	27	2	3	9	11	1	26
宿泊業・飲食・サービス業	13	16	15	24	5	73	13	14	14	22	5	68
生活関連サービス業・娯楽業	19	24	25	28	4	100	19	23	24	28	4	98
教育・学習支援事業	2	4	4	12	0	22	2	4	4	12	0	22
医療・福祉	4	4	8	8	1	25	4	4	7	6	1	22
複合サービス業	1	1	5	1	0	8	1	1	5	1	0	8
他に分類されないサービス業	8	10	14	14	4	50	6	10	11	13	4	44
合計	152	213	262	301	69	997	149	204	230	285	68	936

(3) これまでの取組

1) 浜田市の取組

- ・地域防災計画、水防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品の整備
- ・災害時における各種支援に関する協定の締結
- ・ハザードマップの作成、全戸配布
- ・防災士の育成支援
- ・防災情報の伝達手段の充実強化
- ・出前講座の実施

2) 石央商工会の取組

- ・地域商工業者被災情報の収集
- ・広報による事業継続力強化計画の周知
- ・所得補償、休業補償、火災保険等各種リスクに関わる共済等の周知と加入促進

II 問題・課題

- ① 緊急時の取組や体制について明文化していないため、取組内容等を整理して明文化するとともに全職員に対して周知・徹底する必要がある。
- ② 管内事業者に対してもBCP策定の意義や計画内容等の周知を多くは行っていないので頻度を上げて周知し、より多くの管内事業者がBCP策定に取組めるよう支援する必要がある。これらについては、職員自体もノウハウが乏しいのでノウハウの習得を図っていく必要がある。
- ③ 緊急時に事業者の被害状況を把握する内容・方法および支援の連携体制を構築する必要がある。
- ④ 感染症対策については、管内事業者に対して国・県・市等の補助金を活用し衛生品やパーティーション、また、空気清浄機設置の支援を行っているが、今後もコロナ関連の各種施策が講ぜられる都度、周知を行うとともにリスク管理のために各種共済の周知についても継続して行う必要がある。

III 目標

- ① 職員研修会の開催や各種研修会への職員の参加によりBCP策定支援のノウハウとリスク管理のための共済・保険制度の知識を習得する。

- ②. 管内事業者に対する BCP 策定の意義および計画する内容並びに支援施策等を周知する。(広報誌: 商工会だよりと本会ホームページによる)
- ③. 広報等による情報提供により事業継続力強化計画の策定支援を要請してきた管内事業に対して策定支援を行う。
- ④. 災害発生時の被害情報等の連絡体制を整備する。(役職員間・石央商工会と浜田市並びに島根県)

【事業者事業継続力強化計画策定促進の成果目標】

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業継続力強化計画策定支援事業者数	3者	4者	5者	5者	5者
普及セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回
広報回数	4回	4回	4回	4回	4回

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①. 当会職員による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え・共済加入・行政の支援策の活用等)について説明する。
- ②. 当会の広報誌やホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCPの内容等の広報を行う。
- ③. 事業継続に関する普及セミナーや市の施策を紹介するほか、事業者BCPで簡易的なものの策定支援は職員が支援し、高度な事業者BCP計画の策定時は、専門家を招き、個別支援を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年8月に策定。

3) 関係団体等との連携

- ①. 商工会連合会石見事務所の支援により、職員がBCP策定支援を行えるようノウハウを習得する。
- ②. 商工会連合会の支援により災害発生時の備えとしての共済・保険についてのノウハウを習得する。
- ③. 被災した小規模事業者が迅速に融資を受けられるように、金融機関等と協力、連携を図る。

4) フォローアップ

- ①. 国の「事業継続力強化認定制度」の周知を図り認定に向けた支援を行う。
- ②. 「事業継続力強化認定制度」で認定された管内事業所に対してその取組みを支援する。
- ③. 当会と浜田市で取り組み状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、浜田市との連絡ルートの確認等を行う。

6) 発災時の備え

安全確保及び事業継続性向上のため、以下の防災品等を備える。

【防災備品】

- ・ポータブル電源・工具・軍手・対塵手袋・ロープ・ヘルメット・飲料水・懐中電灯
- ・携帯ラジオ・乾電池・救急医療薬品(胃腸薬や消毒液、包帯)など

<2. 発災後の対策>

1) 応急対策の実施可否の確認

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。そのうえで、当会事業継続力強化計画をもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

2) 応急対策の方針決定

- ①. 当会事務局長は発災後に職員グループLINEにより、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局長が被災した場合は、次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

②.業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は、当会と浜田市で共有する。被害規模等の目安は下表のとおりとするが、具体的には【被害状況調査票】を集計したもので確認する。

（被害規模等の目安）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 5%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

③.新型ウィルス感染症が県内に発生した場合は、出勤時の体温測定など職員の体調確認を行うとともに、事務所の換気・消毒や職員の手洗い等を徹底する。

④.国・県・市等の感染症対策の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

①.自然災害等発生時に、管内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

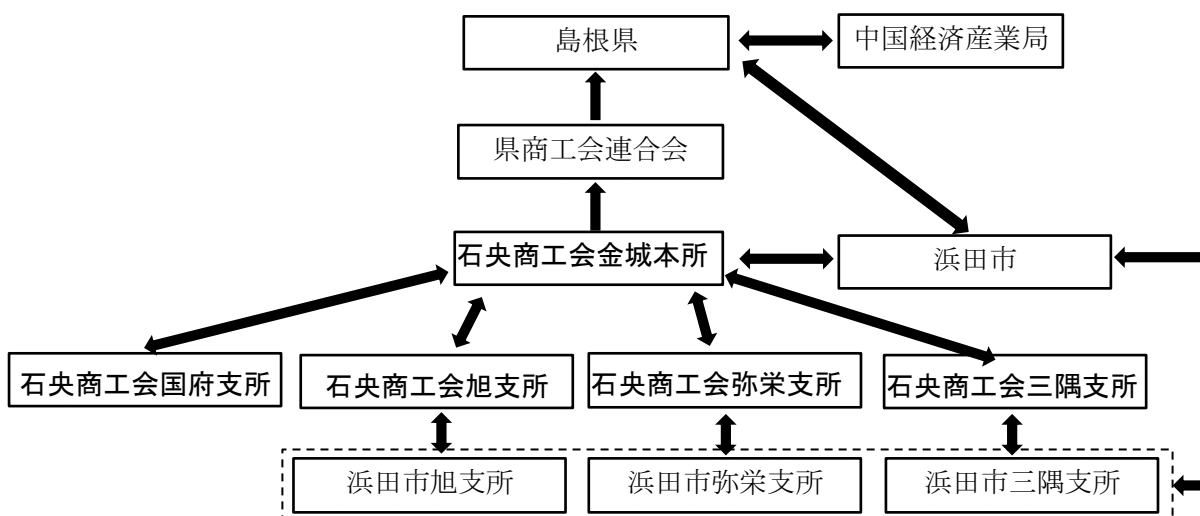
②.二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

③.当会と浜田市（市各支所含む）は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

④.当会と浜田市が共有した情報を県の指定する「被害状況調査票」によりメールまたは FAX で当会より商工会連合会を經由して県商工労働部中小企業課へ報告する。

⑤.感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設を行う。

【連絡ルート】



【被害状況調査票様式】

被害状況調査票

商工会等			
報告者	氏名：	電話番号：	メールアドレス：

(令和2年7月31日 11時現在)

NO	事業者名	所在地	業種	従業員数 ※任意	被害の状況	(被害額内訳)							備考
						被害額 (円)	土地 (堆積土砂 排除費・整 地費)	建物	機械設備	車両	備品	商品、 現材料、 仕掛品等	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
計													

※被害額は事業用資産に限ることとし、事業の再建に必要な額(概算でも構いません)を記入してください。

※「被害の状況」は、建物の状況(全壊・半壊・一部損壊等)、機械設備の状況、浸水の状況(床上、床下)、営業・操業の停止、製品等の状況などを記載してください。

※初期対応時は、可能な範囲の記載での提出で構いませんが、後ほど確認する場合がありますので、継続して把握につとめてください。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ①. 大まかな被害状況を確認し、浜田市本支所と24時間以内に情報共有し、以後の情報共有について確認する。
- ②. 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について浜田市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ③. 国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- ④. 応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市の施策)について、地区内小規模事業者等に周知する。
- ⑤. 職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①LINE ②電話 ③メール等で情報伝達を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ①. 浜田市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ②. 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を島根県商工会連合会に要請し、県や市に相談する。
- ③. 被災事業者が小規模事業者持続化補助金や給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- ④. 日本政策金融公庫・島根県制度融資等の融資を斡旋する。
- ⑤. 事業者BCPの実行を支援する。

＜6. 新型コロナウイルス等の感染症感染対策＞

(1) 事前の対策

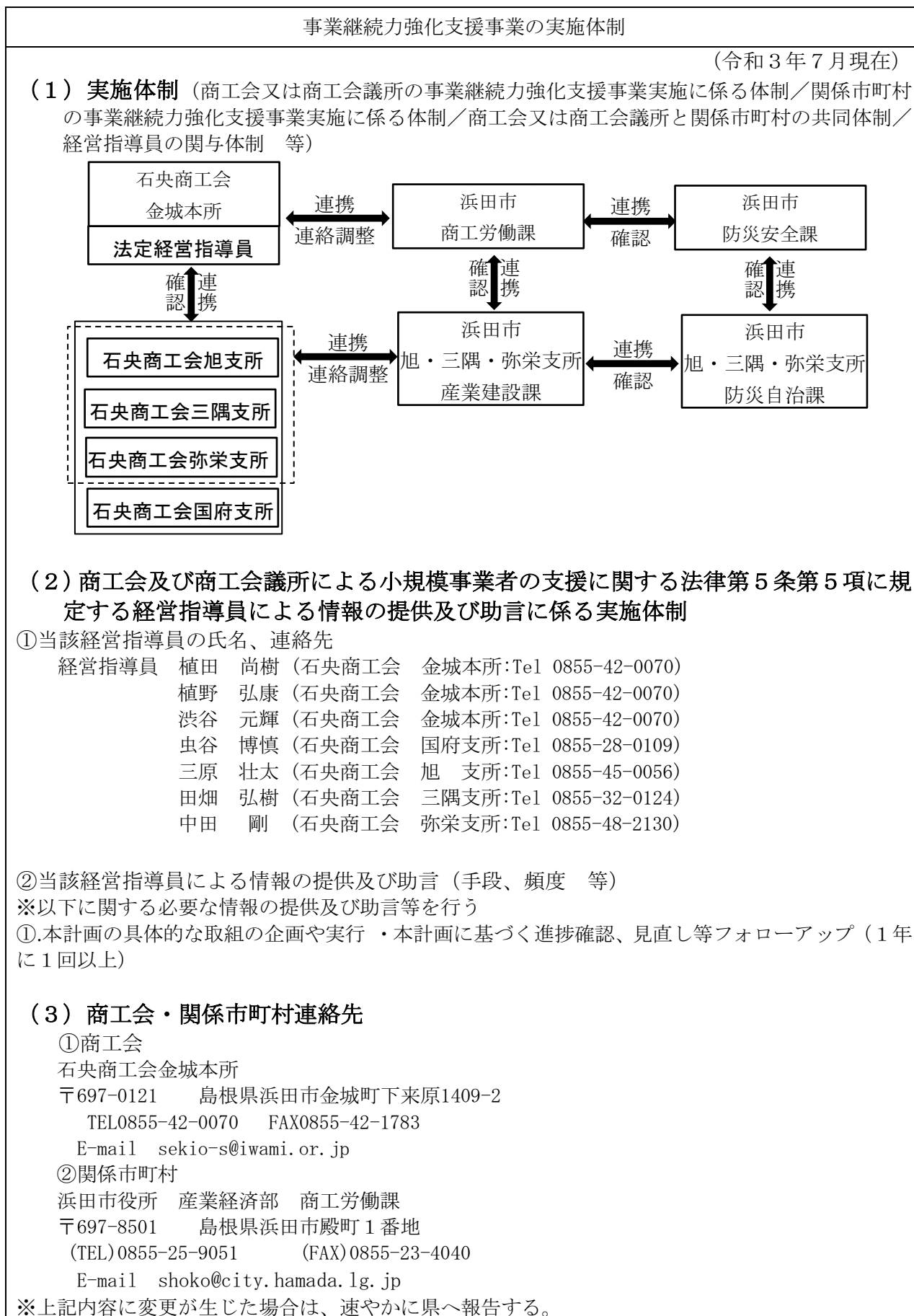
- ① Web 会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 管内発生時の対策

- ① 本支所の勤務状況を確認しながら交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ② 通常総代会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3年度 (準備年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
必要な資金の額	1,000	220	420	420	420	420
広報媒体作成費	0	20	20	20	20	20
セミナー開催費	0	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	1,000	100	100	100	100	100
専門家派遣	0	50	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、島根県小規模補助金、市補助金ほか

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。